

# **(仮称) 厚木市学校給食センター整備運営事業**

## **入札説明書**

令和元年 10 月 17 日

令和元年 12 月 11 日 (修正)

厚木市

## 目次

第1 入札説明書等の定義	1
第2 事業概要	2
1 事業の名称	2
2 事業場所	2
3 事業に供される公共施設等の名称	2
4 公共施設等の管理者の名称	2
5 事業の目的	2
6 事業方式	2
7 事業期間	2
8 事業の内容	3
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 民間事業者の募集及び選定の方法	5
2 民間事業者の募集及び選定のスケジュール	5
3 入札参加希望者の入札参加資格要件	5
4 入札に関する手続き	10
第4 入札書類の審査及び落札事業者の決定	15
1 厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会の設置	15
2 審査の方法	15
3 基礎審査の結果通知及びヒアリングの実施	15
4 落札事業者の決定	15
第5 提案に関する条件	16
1 事業計画の提案に関する条件	16
第6 事業実施に関する事項	20
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	21
2 事業の継続が困難となった場合の措置	21
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等	22
4 事業の実施状況の監視（モニタリング）	22
5 支払手続き	22
第7 契約に関する事項	23
1 事業契約の締結等	23
2 契約保証金	24
第8 入札説明書等に関する問合せ先	24

## 第1 入札説明書等の定義

本入札説明書は厚木市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、令和元年8月21日に特定事業として選定した（仮称）厚木市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する民間事業者を総合評価方式による一般競争入札により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付するものである。

なお、本入札説明書と併せて交付する次に掲げる資料については、本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」として定義する。

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 要求水準書      | 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの   |
| 2 落札事業者決定基準書 | 入札参加者から提出された提案書を評価する方法及び基準を示すもの   |
| 3 様式集        | 提案書の作成に使用する様式を示すもの  |
| 4 基本協定書（案）   | 事業契約の締結に向けて、市と落札事業者との間の基本的な協約事項の案を示すもの  |
| 5 事業契約書（案）   | 市と本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの |

また、入札説明書等と、既に公表している実施方針及び要求水準書（案）及びそれに対する質問・意見の回答に相違がある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

## 第2 事業概要

### 1 事業の名称

(仮称) 厚木市学校給食センター整備運営事業

### 2 事業場所

神奈川県厚木市三田528番地4ほか地内

### 3 事業に供される公共施設等の名称

(仮称) 厚木市学校給食センター

### 4 公共施設等の管理者の名称

厚木市長 小林 常良

### 5 事業の目的

市では、昭和49年に北部学校給食センター、昭和55年に南部学校給食センターを開設し、現在も市内の中学校給食において完全給食を共同調理場方式で提供している。

しかし、既存施設の老朽化が進み、建て替えが喫緊の課題であるため、将来の生徒数の状況等を踏まえた、安心して安全な給食を継続的に提供するための施設整備が必要である。

また、本事業の実施に当たっては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と民間事業者との新たなパートナーシップにより、確実な衛生管理の下で安心して安全な給食を提供できる運営システムを構築することを目指すものである。

### 6 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結した落札事業者が市の所有する土地に新たに(仮称)厚木市学校給食センター(本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。)を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等を引き渡し、事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施するBTO(Build Transfer and Operate)方式とする。

### 7 事業期間

本事業の事業期間は事業契約締結日から令和20年3月31日までとし、次のとおり予定している。なお、維持管理・運営期間は、令和4年9月からの15年7箇月間を予定している。

時 期	スケジュール
令和2年10月上旬	事業契約締結（市議会における議決による効力の発生）
令和2年10月～	施設の整備（設計、建設）期間
令和4年6月下旬	施設の引渡し（施設の供用開始は令和4年9月）
令和4年7月～8月下旬	施設の開業準備期間
令和4年9月～20年3月	施設の維持管理・運営期間
令和20年3月31日	事業期間終了

## 8 事業の内容

落札事業者が実施する業務は、次の（1）から（4）に掲げるものとし、市が行う業務を（5）とする。

### （1）施設整備業務

落札事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ア 事前調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務（敷地造成を含む）及び関連業務
- エ 工事監理業務及び関連業務
- オ 調理設備調達・設置業務
- カ 食器・食缶等調達業務
- キ 施設備品調達・設置業務
- ク 外構及び植栽整備業務
- ケ 施設整備業務に伴う各種申請等業務

### （2）開業準備業務

落札事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

### （3）維持管理業務

落札事業者は次に掲げる業務を行う。

なお、本施設の整備に伴い配送対象となる各学校の配膳室に係る必要備品については、市が調達・設置し、維持管理業務を行う。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構及び植栽維持管理業務
- エ 調理設備保守管理・更新業務

- オ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- カ 施設備品保守管理・更新業務
- キ 環境衛生・清掃業務
- ク 警備業務
- ケ 維持管理業務に伴う各種申請等業務

#### **(4) 運營業務**

落札事業者は次に掲げる給食の運營業務を行う。

- ア 食材検収補助業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 給食配送・回収業務
- オ 学校配膳・残食計量・残食集積業務
- カ 運営備品調達・更新業務
- キ 見学・試食会実施支援
- ク その他の業務
- ケ 運營業務に伴う各種申請等業務

#### **(5) 市の業務範囲**

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ア 献立作成業務
- イ 食材調達業務
- ウ 食数調整業務
- エ 食育指導業務
- オ 食材検収業務
- カ 給食検食業務
- キ 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分に限る。）
- ク 給食費の徴収管理業務
- ケ 衛生管理や調理等についての指導・助言

### 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 民間事業者の募集及び選定の方法

市は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

本事業の民間事業者の選定は、総合評価方式による一般競争入札により行う。

#### 2 民間事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における民間事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
令和元年 10 月 17 日 (木)	入札公告 (入札説明書等の公表)
令和元年 10 月 30 日 (水)	入札説明会
令和元年 11 月 8 日 (金)	入札説明書等に関する質問の受付締切 (第 1 回)
令和元年 12 月 13 日 (金)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表 (第 1 回)
令和 2 年 1 月 8 日 (水) ～令和 2 年 1 月 9 日 (木)	入札参加表明書等の受付
令和 2 年 1 月 29 日 (水)	参加資格確認審査結果の通知
令和 2 年 2 月 7 日 (金)	入札説明書等に関する質問の受付締切 (第 2 回)
令和 2 年 3 月 5 日 (木)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表 (第 2 回)
令和 2 年 4 月 2 日 (木)	提案書の受付・入札
令和 2 年 5 月下旬	落札事業者の決定及び公表
令和 2 年 8 月中旬	基本協定の締結
令和 2 年 8 月下旬	仮事業契約締結
令和 2 年 10 月上旬	事業契約議決、事業契約の締結

#### 3 入札参加希望者の入札参加資格要件

##### (1) 入札参加希望者の構成等

入札参加希望者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する企業 (以下「設計企業」という。)、建設に係る業務等を担当する企業 (以下「建設企業」という。)、工事監理に係る業務等を担当する企業 (以下「工事監理企業」という。)、維持管理に係る業務等を担当する企業 (以下「維持管理企業」という。) 及び給食の運営に係る業務等を担当する企業 (以下「運営企業」という。) を含む企業により構成されること。なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

- イ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の企業又は相互に資本面又は人事面で関係のある企業（※1）が兼ねることはできない。
  - ※1 「資本面で関係のある企業」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業をいい、「人事面で関係のある企業」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業をいう。以下同じ。
- ウ 入札参加希望者のうち、SPC から直接業務を受託・請負をし、かつSPC に出資する企業を構成員という。なお、構成員のうち、SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続を行う企業を代表企業といい、それ以外の企業を構成企業という。
- エ 入札参加希望者のうち、SPC から直接業務を受託・請負をし、かつ、SPC には出資しない企業を協力企業という。
- オ 構成員又は協力企業に厚木市内に本社を有する企業を2者以上含むこと。
- カ 一入札参加希望者の構成員は、他の入札参加希望者の構成員になることはできない。また、一入札参加希望者の構成員のいずれかと資本面又は人事面で関係のある企業が、他の入札参加希望者の構成員となることはできない。
- キ 落札事業者は仮契約締結までに厚木市内にSPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権を持つこと。なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPC の株式を保有し続けるものとし、事前に市の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ク 必要に応じてその他の企業を入札参加希望者に含めることができる。

## （2）入札参加希望者の構成員及び協力企業の制限

次に該当する企業は、入札参加希望者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する企業又は同条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けている企業
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている企業（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている企業（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ウ 参加資格確認申請書の提出期限から落札事業者として決定されるまでの間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱及び厚木市事務所等実態調査実施要綱（平成25年7月1日施行）の規定による指名停止等を受けている企業
- エ 参加資格確認申請の日において、国税又は地方税を滞納している企業



- オ 市が本事業のために設置する厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会の委員が属する組織、企業及びこれらの者と資本面又は人事面で関係のある企業
- カ 本事業のコンサルタント業務に関与した企業及びこれらの企業と資本面又は人事面で関係のある企業（本事業のコンサルタント業務及び当該コンサルタント業務において提携関係にある企業は以下のとおり。）
  - (ア) 玉野総合コンサルタント株式会社
  - (イ) 西脇法律事務所
- キ 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人法等又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 23 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している者
- ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその団体を構成する者
- コ 令和元年・令和 2 年度において、厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年 3 月 29 日厚木市告示第 31 号）第 6 条における資格者名簿の必要な部門に未登録の者

### (3) 入札参加希望者の入札参加資格要件

入札参加希望者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

また、各業務に当たる企業は、次の要件を満たす必要がある。複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、同様とする。

#### ア 設計企業

構成員である設計企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。
- (ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、学校給食施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。
- (エ) HACCP に関する相当の知識を有している（※ 2）こと。

※ 2 「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

## イ 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。
- (ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、延床面積 2,000 ㎡以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の完成実績（共同企業体方式にあっては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績）があること。
- (エ) (ア) で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 800 点以上であること。

## ウ 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。
- (ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、学校給食施設の工事監理実績を有していること。
- (エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

## エ 維持管理企業

構成員である維持管理企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

- (ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
- (イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。
- (ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。
- (エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

## オ 運営企業

構成員である運営企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ)、(エ) 及び (オ) の要件を満たすこと。

- (ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
- (イ) 令和元年・令和2年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。
- (ウ) 平成12年度以降、入札公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく特定給食施設において、3,500食/日以上調理業務の実績があること。
- (エ) 学校給食施設での調理業務の経験が2年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。
- (オ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

### (4) 入札参加希望者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

入札参加希望者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札事業者の決定までの期間に、代表企業が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、無効とする。また、代表企業以外の構成員が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、無効とする。

落札事業者の決定以降、契約締結までの期間に、落札事業者の構成員が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、契約を締結しない場合もある。

### (5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情により代表企業以外の構成員の変更の必要が生じた場合は、市と協議を行い、市が妥当と判断したときは、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

## 4 入札に関する手続き

### (1) 入札公告及び入札説明書等の公表

入札公告日は令和元年10月17日(木)とし、入札説明書等とともに次の市のホームページにおいて公表する。

ホームページアドレス：<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

### (2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を、次のとおり開催する。

日 時	令和元年10月30日(水)14時(受付開始時間：13時30分)
場 所	厚木市役所 第二庁舎 16階会議室A
参加申込期間	令和元年10月17日(木)から10月24日(木)15時まで (必着)
申込方法等	様式1-1に入力したExcelファイルを添付し、電子メール(8250-5@city.atsugi.kanagawa.jp)により参加申込期間内に提出すること。 当日は参加企業1社につき2名までの参加とし、入札説明書等の資料配布は行わないため、各自持参すること。
送付先	「第8入札説明書等に関する問合せ先」に同じ

### (3) 入札説明書等に関する質問の受付(第1回)

入札参加希望者からの入札説明書等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和元年10月17日(木)～11月8日(金)17時まで

提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式1-2・1-3に入力した、Excelファイルを添付し、電子メールにて送付すること。(送付先は、「第8入札説明書等に関する問合せ先」に同じ)

### (4) 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

入札参加希望者からの質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和元年12月13日(金)までに市のホームページで公表する。

#### (5) 入札参加表明、入札参加資格確認申請書類の受付

入札参加希望者は参加資格確認に必要な書類を次のとおり提出すること。

提出期間	令和2年1月8日（水）から1月9日（木）15時まで （ただし、12時～13時及び閉庁日を除く。）
提出場所	「第8 入札説明書等に関する問合せ先」に同じ。
提出書類	入札参加表明書（様式2-1） 入札参加資格確認申請書及び添付書類（様式2-2～2-12）
提出方法等	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便（以下「郵送」という。）により提出すること。 ※ 郵送の場合 ・期限までに必着のこと。 ・封筒に「(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業 入札関係書類在中」と朱書きのこと。 ・学校給食課の担当者が受領していることを電話にて確認すること。
提出部数等	必要な添付書類を含めて正1部・副1部を作成・提出すること。 提出に当たっては簡易ファイルに綴じて提出すること。

提出された入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は返却しないものとし、変更、差替え又は再提出は原則として認めない。

また、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は全て入札参加希望者の負担とする。

なお、受付期限日までに入札参加表明書と入札参加資格確認申請書の提出がない入札参加希望者及び参加資格がないと判断された入札参加希望者は、本事業の入札に参加することができない。

#### (6) 入札参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和2年1月29日（水）までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないと判断された者は、令和2年1月31日（金）までにその理由について書面で説明を求めることができる。

## (7) 入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式 3-1 を令和 2 年 4 月 1 日（水）12 時までに、厚木市教育委員会学校給食課学校給食施設整備担当に持参又は郵送（期限までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、入札を辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いはされない。

また、入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

## (8) 入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）

参加資格が確認された入札参加希望者からの入札説明書等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：1 月 29 日（水）から 2 月 7 日（金）17 時まで

提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式 1-2・1-3 に入力し、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。（送付先は、「第 8 入札説明書等に関する問合せ先」に同じ）

## (9) 入札説明書等に関する質問に対する回答（第 2 回）

参加資格が確認された入札参加希望者からの質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和 2 年 3 月 5 日（木）までに市のホームページで公表する。

## (10) 入札書及び提案書の受付

入札参加希望者は、次のとおり入札書及び提案書を提出すること。

受付期間	令和 2 年 4 月 2 日（木）9 時～12 時及び 13 時～15 時
受付場所	「第 8 入札説明書等に関する問合せ先」に同じ。
提出書類・提出部数	①入札書・入札価格計算書（様式 4-3・4-4） ②提案書 入札書類提出書・要求水準に関する確認書（様式 4-1・4-2）は、1 部提出 提案書（様式 5-1 から 9-14）は、次の内容とし、各々正 1 部、副 15 部提出 ・事業計画全般に関する提案書 ・施設整備業務に関する提案書 ・維持管理業務に関する提案書

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業準備業務・運營業務に関する提案書</li> <li>・施設整備業務に関する提案書（図面集）</li> <li>・上記のデータを収納した CD-R 又は DVD-R（正 1 部）</li> </ul> <p>※図面集は A3 判の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4 判の簡易ファイル綴じとする。</p>
提出方法	直接持参により提出すること。
留意事項	<p>提出するデータは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書（Word 形式）：Word 形式又は PDF 形式</li> <li>・提案書（Excel 形式）：Excel 形式（計算式は残すこと）</li> <li>・図面関係図書（設計図書等）：PDF 形式</li> </ul>

## (11) 入札に関する留意事項

### ア 入札説明書等の承諾

入札参加希望者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

### イ 費用負担

入札参加に係る費用は、すべて入札参加希望者の負担とする。

### ウ 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

### エ 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### オ 著作権等

入札参加希望者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加希望者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

本事業に関する入札書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加希望者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加希望者は市に対して補償又は賠償しなければならない。

#### カ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

#### キ 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### ク 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加希望者を落札事業者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

- (ア) 入札者の記名押印のない入札又は記入した事項の判読できない入札
- (イ) 金額を訂正した入札
- (ウ) 入札書に記載すべき事項の記入のない入札
- (エ) 「(10) 入札書及び提案書の受付」に記載の「受付期間」「受付場所」に到着しなかった入札
- (オ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (カ) 本事業に関する入札の参加資格がない者の行った入札
- (キ) 参加資格を有する者との確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- (ク) 虚偽の記載をした入札
- (ケ) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (コ) その他入札の条件に違反した入札

#### ケ その他

入札参加希望者は、一つの提案しか行うことはできない。

入札説明書等に定めるほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加希望者に通知する。

#### (12) その他

- ア 市が提示する資料及び質問・意見に対する回答は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。
- イ 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業のグループを構成する企業のいずれかが、入札書及び提案書の受付期限日において、入札参加者の備えるべき参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は入札参加資格を失い、本事業の入札に参加することができない。
- ウ 入札書及び提案書の受付期限までに当該書類が提出されなかった場合は失格とする。



## 第4 入札書類の審査及び落札事業者の決定

本事業の落札事業者の決定方法は、総合評価一般競争入札方式とする。

### 1 厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会の設置

市は、落札事業者の選定を行うため、学識経験者等で構成する厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。

委員は、次のとおりである。なお、選定委員会は非公開で行う。

〔敬称略〕

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	伊庭 良知	一般社団法人国土政策研究会 理事
委員長職務代理	水谷 国男	東京工芸大学 教授
委 員	大澤 絢子	神奈川工科大学 准教授
委 員	佐藤 明	厚木市 政策部長
委 員	山口 雅也	厚木市教育委員会 教育総務部長

注) 各委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該入札参加者の入札は無効とする。

### 2 審査の方法

審査は「資格審査」と「提案審査（「基礎審査」「総合審査」から構成される。）」の手順にて実施する。なお、詳細は「落札事業者決定基準書」による。

### 3 基礎審査の結果通知及びヒアリングの実施

選定委員会は、総合審査の過程において各入札参加者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは令和2年5月中旬を予定しているが、詳細については提案書類受付後に、基礎審査の結果と併せて改めて市から各入札参加者に連絡する。

### 4 落札事業者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札事業者を決定する。その結果は入札参加者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

## 第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加希望者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。また、落札事業者の選定のための審査は入札参加者名を伏せて実施するため、提案書の作成にあたり、提案書の内容から入札に参加している企業等を把握できないように留意すること。

### 1 事業計画の提案に関する条件

#### (1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成すること。

##### ア 一時金

市は、落札事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書(案)に定める一部金額を、本施設の引渡時に一時金として支払う。以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。なお、実際に落札事業者を支払う一時金は、単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは、落札事業者の負担とする。また、当該一時金に変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。

項目	内容	
一時金 (①+②+③+④)	学校施設 環境改善交付金 (①+②)	①学校給食施設の改築に係る交付金 248,934 千円
		②太陽光発電等の整備に関する事業に係る交付金 太陽光発電の設備容量 (kw) × 太陽光発電単価 (円/kw) × 1/2 ※太陽光発電単価：952,400 (円/kw)
	起債による一時金 (③+④)	③起債 (交付金対象額分) {(①×3) × 2/3 + (②×2) × 1/2} × 90%
		④起債 (単独分) {(起債対象となる設計・建設工事に係る費用*の合計額) - (交付金配分基礎額：①×3) + (②×2)} × 75%

※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費(建築工事、電気設備工事、機械設備工事等)、調理設備設置工事に要する費用とする。  
なお、基本設計費、運営備品等(食器・食缶等を含む)調達費は含まない。

## イ 割賦料

市は、落札事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、落札事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時金を控除した額を元本の金額として、係る元本に落札事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間 15 年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、年 4 回、四半期ごとに落札事業者に支払う。割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時金の支払時に全額を一時金に加算して支払う。

割賦料は、令和 4 年 9 月 1 日～12 月 31 日を初回として支払い、以後年 4 回（1 月 1 日～3 月 31 日、4 月 1 日～6 月 30 日、7 月 1 日～9 月 30 日、10 月 1 日～12 月 31 日）、令和 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで四半期ごと合計 62 回払いとする。

基準金利は、令和 2 年 3 月 2 日の利率を用いて割賦料を提案することとするが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引き渡し予定日の 2 金融機関営業日前の基準金利を適用し算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 箇月 LIBOR ベース 15 年物（円-円）金利スワップレート（基準日 15 時）とする。基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替えるものとする。

市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

## ウ 委託料

市は、落札事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として維持管理・運営期間にわたり年 4 回落札事業者に支払う。なお、委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。

委託料の支払い期間は 15 年 7 箇月とし、令和 4 年 9 月 1 日～12 月 31 日を初回として支払い、以後年 4 回（1 月 1 日～3 月 31 日、4 月 1 日～6 月 30 日、7 月 1 日～9 月 30 日、10 月 1 日～12 月 31 日）、令和 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで四半期ごと 62 回払いとする。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費等の費用が含まれることを想定しており、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、落札事業者の提案によるものとし、事業契約書（案）において定める。なお、給食提供開始後の光熱水費は全て市の負担とする。

固定料金は、各四半期において、落札事業者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、落札事業者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。

開業準備費（光熱水費含む）相当分に関しては固定料金とし、初回の支払いに加算して落札事業者に支払うものとする。

## （２）提供食数等

### ア 提供食数の決定

本施設における最大提供食数は、7,000食／日とする。

市は、落札事業者に対し、給食を提供する日の属する月の前月 25 日までに提供日に提供する予定の給食数（以下「予定給食数」という。）の指示を行う。また、予定給食数に変更がある場合には、原則として提供日の 2 稼働日前の午前 11 時までに、市から落札事業者に当該提供日の給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行うものとする。

なお、本施設における 1 日当たりの想定提供食数は、以下のデータから予測し提案を行うものとする。

【各中学校の生徒数及び配缶数等】

令和元年 5 月 1 日現在

学校名	生徒数	うち 特別支援学級 生徒数	学 級 配缶数	特別支援学級 配缶数	教職員数
厚木中学校	820	26	21	1	52
依知中学校	369	11	12	0	30
荻野中学校	671	14	18	0	43
睦合中学校	454	13	13	0	30
小鮎中学校	328	12	9	0	27
玉川中学校	396	6	11	0	26
南毛利中学校	652	20	18	0	46
東名中学校	220	4	6	0	17
林中学校	337	8	9	0	26
藤塚中学校	421	23	12	0	37
森の里中学校	173	6	6	0	18
睦合東中学校	601	6	17	0	37
相川中学校	231	10	7	0	20
合計	5,673	159	159	1	409

※表の「学級配缶数」に職員室は含まれていない。また、米飯分の食缶数は含まれていない。

※特別支援学級は、学級数が複数あっても一つの食缶に配缶する場合や、通常学級に含めて配缶する場合がある。

※教職員の学級換算は1学校1学級の想定とする。

【予測 生徒及び教職員数】

年 度	生徒及び教職員数
令和4年度	5,646 (146)
令和7年度	5,402 (136)
令和9年度	5,092 (129)

※生徒数及び教職員数は予測であり、実際には変動する可能性がある。

※（ ）内は特別支援学級生徒数

イ 変更提供食数と変動料金の算定方法

委託料のうち変動料金 = 給食1食当たりの単価 × 提供食数

「提供食数」の算定方法は次のとおりとし、各四半期の累計とする。

- ・「予定給食数」から「実施給食数」が増加した場合又は201食に満たない数だけ減少した場合は、「実施給食数」を「提供食数」とする。
- ・「予定給食数」から「実施給食数」が201食以上減少した場合は、「予定給食数」から200食を減じた食数を「提供食数」とする。
- ・ただし、落札事業者の責に帰すべき事由により、実際に提供された給食数が「実施給食数」を下回った場合は、実際に提供された給食数を「提供食数」とする。

(3) 予想されるリスクと責任負担

ア リスクと責任負担の考え方

本事業における責任分担は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(平成27年12月18日)に示された『リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する』との考え方にに基づき、市と落札事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、落札事業者が担当する業務については、落札事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として落札事業者が負う。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う。

イ リスク負担

市と落札事業者との責任負担は、事業契約書(案)に示す。事業契約書(案)に示されていない事項は、双方の協議により定めるものとする。

#### **(4) 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書に提示する。

#### **(5) 保険**

落札事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は業務の受託者をして、施設整備に対しては建設工事保険及び第三者賠償責任保険に、開業準備・維持管理・運営に対しては賠償責任保険に加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく市へ提示するものとする。

また、前述の保険以外にリスク対応のために必要とされる場合は、提案により加入するものとする。

## 第6 事業実施に関する事項

### 1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と落札事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、横浜地方裁判所本庁を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 落札事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

ア 落札事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書（案）等を示す規定に従い対応することとする。

市は、落札事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合やその他債務不履行又はその懸念が生じた場合には、落札事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として一定の修復期間を与えて、事業遂行能力の修復を待つこととする。

なお、市は、修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合又は事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合は、サービスの対価の減額又は支払の停止措置又は落札事業者との契約を解除することができる。

イ 市は、落札事業者が倒産又は財務状況の著しい悪化など、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合は、催告を行うことなく事業契約を解除することができる。

ウ ア及びイの規定により市が事業契約を解除した場合は、落札事業者は市に生じた合理的損害を賠償すること。詳細については事業契約書（案）に示す。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

ア 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合は、落札事業者は事業契約を解除することができる。

イ アの規定により落札事業者が契約を解除した場合は、市は落札事業者に生じた合理的損害を賠償する。

#### (3) いずれの責めにも期さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市及び落札事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と落札事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

#### **(4) 金融機関と市の協議（直接協定）**

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、落札事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結する。

### **3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等**

#### **(1) 法制上及び税制上の措置**

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

落札事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は、落札事業者と協議する。

#### **(2) 財政上及び金融上の支援**

市は、本事業において地方債等及び施設整備に係る交付金等の特定財源が得られた場合は、これを市が落札事業者に支払う代金の一部に充当する。そのため、落札事業者は、市が行う交付金又は起債申請等に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

#### **(3) その他の支援**

市は、落札事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で必要な協力を行う。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市は、落札事業者と協議を行う。

### **4 事業の実施状況の監視（モニタリング）**

#### **(1) 実施状況の把握**

市は、落札事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については事業契約書(案)に示す。

災害や事故発生の緊急時等においては、市は必要に応じて、落札事業者からの受託者等と直接連絡調整を行うことができることとする。

### **5 支払手続き**

#### **(1) 一時金**

ア 本施設を市に引渡し所有権を移転した後、市は、一時金を落札事業者に支払う。

イ 市は、落札事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

#### **(2) 割賦料**

ア 市は、割賦料を令和 4 年度から令和 19 年度にわたり四半期毎に支払う。

イ 市は、落札事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。



### **(3) 委託料**

- ア 落札事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提供する。
- イ 市は、業務報告書受理後 10 日以内に履行を確認し、その結果を落札事業者に通知する。
- ウ 落札事業者は、履行確認通知後、市に請求書を送付する。
- エ 市は、落札事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

## **第 7 契約に関する事項**

### **1 事業契約の締結等**

#### **(1) 基本協定の締結**

市は、落札事業者の決定後に速やかに、落札事業者と本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について市のホームページにて公表する。

#### **(2) 特別目的会社の設立**

落札事業者は、基本協定の定めるところにより、事業の仮契約締結時までに、SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として厚木市内に設立すること。

#### **(3) 事業契約の締結**

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印（仮契約）する。なお、事業契約は、市議会における議決を得られた日をもって効力が発生する。

#### **(4) 事業契約の締結に至らなかった場合**

SPC の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、市は違約金を請求することができる。

なお、市及び SPC（落札事業者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

#### **(5) 事業契約の締結に係る費用の負担**

事業契約の締結（仮契約含む）に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代等は、SPC の負担とする。

## 2 契約保証金

事業契約締結時に必要となる契約保証金については、事業契約書（案）に示す。

## 第8 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担 当 部 署：厚木市教育委員会 学校給食課 学校給食施設整備担当（第二庁舎5階）

住 所：〒243-8511 神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

電 話：046-225-2462

F A X：046-224-5280

電子メール：[8250-5@city.atsugi.kanagawa.jp](mailto:8250-5@city.atsugi.kanagawa.jp)

ホームページアドレス：<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>